

飛騨市障がい者自立支援協議会 第1回条例策定部会での各委員からの意見（抜粋）  
（開催日：令和元年7月17日）

- ・差別解消法が施行されてもなお、障がいのある方に対して偏見をもたれている方が散見される。偏見を無くす為の啓発も積極的に行うような文章を入れてほしい。

【前文、第3、4、5、6、7条】

- ・手話のことになるが、飛騨市に合った、地域性を考えた条例になればと思う。聞こえなく生まれた子どもたちが、飛騨でも育ちやすいように、例えば一般の学校の教育でも手話を使った学習ができるなど、学校の教育のことも盛り込んだ地域性を踏まえた条例になるとよい。【前文、第11条】

- ・県の条例にもあるように、市外から訪れた方もすべて含めて対象にすると良いと思う。

【第3条】

- ・不便な地域であっても、そこに住み、生活していくことを望んだ方の意思を尊重できるような条例を考えていく必要がある。【前文、第1条】
- ・生きにくい状態が続いている人が障がい者という定義であるとするならば、住民全員が当てはまるのでは。【前文】
- ・条例によって賛同してくれる人が増え、応援してくれる人が増えるような条例になればよいと思う。一人でも応援団に回ってくれるような条例となるよう内容を盛り込んでいければ。【前文、第3条】

- ・自分が感銘を受けた言葉に、「ひとりの不安を一人だけの不安にしない」という言葉がある。多少、言葉が変わってもよいので、入れてほしい。【前文】